

# 平成20年度政策の実績評価書

評価実施時期：平成21年3月、6月

担当部局名：消費・安全局消費・安全政策課

評価書公表時期：平成21年7月

## 【施策名】

望ましい食生活の実現に向けた食育<sup>注1</sup>の推進

政策体系上の位置付け II-④

## 【施策の概要＜目指す姿＞】

食について自ら考え、判断ができる能力を養成する食育を推進し、望ましい食生活の実現を図る。

## 【施策に関する目標】

(1) 国民が、自らの食生活を見直し、栄養バランスの改善等に主体的に取り組むことができるよう、平成17年6月に決定された「食事バランスガイド<sup>注2</sup>」の普及・活用に積極的に取り組む。

また、このような取組が、結果として食料自給率の向上に寄与することから、重点的に取り組む。

(参考：「食事バランスガイド」のコマの中の料理例についてカロリーベースの食料自給率を試算すると約50%)

目標 ①	「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合	〈達成目標〉	〈20年度目標値〉	〈実績値〉	〈達成状況〉
「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合の向上（平成22年度：30%）		22%	18%	82% (B)	

<目標達成のための主な政策手段>

### 【にっぽん食育推進事業費補助金 1,664(2,560)百万円の内数】

食育に熱心に取り組もうとしている地区を全国から選定し、関係者の連携の下、外食・小売業等の店舗、交通機関、公共施設等の場を利用して、集中的・重点的に「食事バランスガイド」を活用した活動を展開し、「日本型食生活」を効率的・効果的に普及・啓発を行う。

### 【にっぽん食育推進事業委託費 1,112(1,254)百万円】

「日本型食生活」が健康面にどのような効果を及ぼすのかを科学的に検証するための調査、ポスター、パンフレットやマスメディア等の多様な媒体等を活用し、「日本型食生活」等の普及・啓発を行う。

<目標に関する分析結果>

「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合は、18%となり、目標に対する達成状況は「Bランク」となった。

これまで「食事バランスガイド」に関しては、子どもや子育て世代をターゲットとしたポスターや解説書、若者、中高年をターゲットとした解説書の作成・配布などターゲットごとに実践に向けた情報提供を行い、特に、農林漁業者、食品関連事業者、学校関係者等様々な者が地域全体で連携して行う「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活の普及・啓発を推進してきた。その結果、認知度とともに食生活の改善に関心を持つ人も増加傾向となっている。しかしながら、パンフレット等の内容として食生活の見直しの際に取り入れやすい実践的な内容が不足していたことや、地域によっては管理栄養士や企業の管理職等の情報提供者の理解が実践を促すほど十分ではなかったことが、「Bランク」となった要因と考えられる。

なお、「食事バランスガイド」の普及・活用については、食育に熱心に取り組もうとしている地区を選定し、集中的・重点的な取組に対し必要な支援を行うとともに、こうした優良なモデル的取組の内容とその効果を全国に普及し、効率的に推進している。

<改善・見直しの方向性>

「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合については、目標に対する達成状況は「Bランク」となったことから、パンフレット等について配布対象者が食生活の見直しの際に取り入れやすいより実践的な内容に見直しを行う。

また、情報提供を一方的に行うシンポジウムへの支援を廃止し、「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活を内容とした、管理栄養士や企業の管理職等地域における情報提供者向けの食育推進学習会、消費者参加型・体験型の展示等への支援を行う。

(2) 自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、市町村、学校、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファーム<sup>注3</sup>の取組を推進する。

目標 ②	市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合		
<達成目標>	<20年度目標値>	<実績値>	<達成状況>

市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加（平成22年度：60%）

10%

9.2%

92% (A)

#### <目標達成のための主な政策手段>

【にっぽん食育推進事業費補助金 1,664(2,560) 百万円の内数】

点的な取組に止まっている教育ファームが、全国で幅広く継続的に展開されるようにするために、教育ファームの実施主体に対する研修の実施や運営マニュアルの作成、参加者の理解を助けるための教材の作成を行う。また、市町村、教育関係者、農林漁業者等が連携して教育ファームに取り組むモデル事業の実施により、自然の恩恵や「食」に関わる人々の活動への理解を深める上でどのような手法が効果的なのかについて検証する。

【食の安全・安心確保交付金のうち、地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進及び「教育ファーム」の取組への支援 2,345(2,513) 百万円の内数】

地域の教育ファーム推進計画に向けた検討、教育ファームの取組の実態や優良事例の収集・提供等、地域における教育ファームの取組を支援する。

#### <目標に関する分析結果>

本目標は、昨年度、政策の手段別評価（食の安全・安心確保交付金のうち地域における「教育ファーム」の取組への支援）により検討した事項を踏まえ、教育ファームへの取組への支援を進めた結果、市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加については、9.2%となり、目標に対する達成状況は「Aランク」となった。

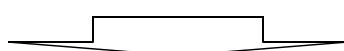
具体的には、次のことが考えられる。

- ① 地方農政局、地方農政事務所等を通じて、市町村等の関係者に、教育ファームに関する情報提供や理解を促す働きかけを重点的に行なうことにより、教育ファームの狙いや意義などが浸透してきたこと
- ② 市町村、教育関係者、農林漁業者等が連携して取り組む教育ファームのにっぽん食育推進事業費補助金を活用したモデル事業（以下「モデル事業」という。）を全国139団体（243地区）において実施し、市町村等の関係者に対して、研修会やセミナー等で優良事例を紹介することでその有効性を示せたこと  
なお、教育ファームの普及については、モデル事業での取組等の優良事例を研修会やセミナー等で紹介するなどにより、市町村等に対し積極的に教育ファームの狙いや意義を浸透させることで、地域関係者が連携して作成する教育ファーム推進計画の策定が促されており、効率的である。

#### <改善・見直しの方向性>

市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加については、目標に対する達成状況は「Aランク」となったことから、以下を中心に取組みを推進する。

- ① 地方農政局、地方農政事務所等が、市町村等の関係者に対し、モデル事業等で収集した優良事例の紹介や関係者間の調整を円滑に進めるための具体的な助言等を行い、教育ファームの取組への理解及び教育ファーム推進計画の策定を促す
- ② 教育ファーム実施主体に対する研修や実施マニュアルの充実、参加者の理解を助けるための教材の作成、ホームページやメディア等を活用した教育ファームのPRを行なう
- ③ 20年度は市町村等の関係者に対して教育ファームの理解を促す働きかけを重点的に行なったことから、今後は教育関係者をはじめとする幅広い関係者の理解が得られるよう他省庁等との連携を一層強化することを検討する



## 【施策に関する評価結果】

望ましい食生活の実現に向けた食育を推進するため、「食事バランスガイド」と「教育ファーム」の普及を図ることは、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深め、国民自らが食生活を見直しバランスのとれた食生活の実現につながるものであり、また、このような取組が、結果として食料自給率の向上に寄与するものとして重要である。

「食事バランスガイド」に関する目標については、達成状況が「Bランク」と、「教育ファーム」に関する目標については、達成状況が「Aランク」となったことから、望ましい食生活の実現に向けた食育について一定の推進が図られていると考えられる。他方、「食事バランスガイド」については、国民の各世代自らが進んで栄養バランスの改善に取り組むことが可能となるよう、全国・各地域段階での普及活動を一層強化するとともに、「食事バランスガイド」の実践メリットをより受け入れやすい形で提供するなど、より効果的な普及方法の工夫を図る必要がある。

食育を推進するためには、食育基本法、食育推進基本計画に基づき、今後とも栄養の偏り、食習慣の乱れ、伝統ある食文化の継承等の課題について、内閣府をはじめとして厚生労働省、文部科学省等の関係府省と連携・協力して取り組むことも重要である。

## 【施政方針演説等内閣の重要方針及び食料・農業・農村基本計画における位置づけ】

関係する施政方針演説等	年月日	記事事項（抜粋）
食料・農業・農村基本計画	H17. 3. 25	第3の1 (2) 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進
食育推進基本計画	H18. 3. 31	第2の2 食育の推進の目標に関する事項

## 【政策評価総括組織（情報評価課長）の所見】

国民一人ひとりが自ら「食」について考える習慣を身に付け、健全な食生活を実現できるよう、食に関する知識や判断力を身に付ける食育を国、地方公共団体はもとより様々な立場の国民が一体となり、国民運動として推進することが重要である。

現行では、食育推進基本計画に基づき農林水産省が関係府省と連携して推進している「食事バランスガイド」と「教育ファーム」に関する2つの目標から判断し、望ましい食生活の実現に向けた食育について一定の推進が図られていると評価している。しかし、食育推進基本計画においては、食育を国民運動として推進するに当たり、多くの関係者の共通の目標として、この2つの他にも「朝食を欠食する国民の割合の減少」、「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」等を掲げ、その達成を目指して協力して取り組むことが有効であるとしている。

このため、この2つの目標以外の様々なデータを踏まえた評価を行う必要がある。特に、食育推進基本計画の最終年度である22年度においては、この2つの目標に加え、その他の食育推進基本計画に掲げられている目標に関連するデータを加味しながら「望ましい食生活の実現に向けた食育の推進」を総合的に評価する必要がある。

なお、「教育ファーム」に関する目標は、達成状況が「Aランク（おおむね有効）」となっているが、「平成20年度農林漁業体験学習の取組（教育ファーム）実態調査」（平成21年2月23日公表）において、「教育ファーム推進のための計画の策定予定なし」と回答した市町村の割合が全体の62.3%を占めており、現状のままでは、食育推進基本計画の最終目標（22年度目標値：60%）の達成が困難であると考えられることから、「策定予定なし」とした市町村に聞き取り調査を行うなど「策定予定なし」とする要因を早急に分析し、分析結果を踏まえた適切な施策を講じる必要がある。

## 【政策評価会委員の意見】

- ・ 食育の推進について評価する際に、2つの目標だけで評価できるのか疑問。また、「教育ファーム推進のための計画の策定予定なし」と回答した市町村が6割もあることについて、その原因を分析すべき。（澤登委員（第3回））
- ・ 当政策分野においては、厚生労働省も目標を設定し評価を実施していると思うが、それら評価と方向性は同じなのか、データがあれば示して欲しい。また、文部科学省との連携はどうなっているのか。（椋田委員、田中委員（第1回））
- ・ 食育の推進については、2つの目標だけで成果は出ていると評価しているが、国民は暮らしのつながりの中で見ており、食育推進基本計画における他の目標も踏まえて評価されたい。（長谷川委員（第3回））
- ・ 「望ましい食生活の実現に向けた食育の推進」は、「食品の安全確保とは直接関係しない」とされているが、自ら食品の安全について考えることが重要で、その視点は、食育でも欠かせない。（長谷川委員（第2回））